

# 議事1) 令和6年度の連絡協議会の活動計画(案)

<第19回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会>

令和6年7月25日(木)

# <目次>

1. 広報の目的等
2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)
3. 令和6年度の広報の取組み
4. 特に注力する取組み
5. 新規または拡大する取組み
6. 継続的な取組み

# 1. 広報の目的等

関東地域連絡協議会は平成27年度の設立当初より、取組みの一体感や継続性、浸透を図るため、統一キャッチコピー及びイメージを繰り返し用いて、各種広報活動を行っている。

## 連絡協議会が目指す広報

老朽化が進む道路をこれ以上傷めないよう、  
悪質な重量超過車両の走行を抑止すること。

統一キャッチコピー(主)  
(ポジティブ)



重量守り、道路を守ろう。

統一キャッチコピー(副)  
(ネガティブ)



重量超過、道路劣化。

統一イメージ  
(劇画風タイヤイラスト)



## 2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)

### 課題①: 社会一般も含めた特車制度の周知

#### 昨年度までに確認した具体的な課題内容

- 社会一般の特車制度の認知度は約5割となっており、大型車ドライバーにおいても約7割に留まっていることから、認知度向上に向けた継続的な広報活動の実施が必要である。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
社会一般	<ul style="list-style-type: none"><li>① 生の声による感情移入度が高く共感を得やすいラジオCM(複数局)による広報やCMのシナリオ動画の作成</li><li>② 連絡協議会委員主催のイベントへの参画</li><li>③ 特車情報Xによる継続的な情報提供</li><li>④ 連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>⑦ SNS(特車情報X)の活用拡大及び連絡協議会HPとの連携</li></ul>
荷主	<ul style="list-style-type: none"><li>⑤ 工事安全協議会を通じての工事現場等でのポスターの展開</li></ul> 上記①、③、④を継続実施	
運送事業者等	<ul style="list-style-type: none"><li>⑥ 連絡協議会委員(関係企業団体)が発行するメルマガ、機関誌等への寄稿</li></ul> 上記①、③、④を継続実施	<ul style="list-style-type: none"><li>⑧ クレーンオペレータアンケート調査</li></ul>

## 2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)

### 課題②:協会等非加盟事業者に対する広報手段

#### 昨年度までに確認した具体的な課題内容

- 協会等の非加盟事業者を限定して周知する手段がないため、加盟・非加盟を問わず、広く啓発活動を継続することが必要である。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>① 運行管理者等指導講習及び整備管理者研修にチラシを掲載</li><li>② 運送事業適正化期間を通じたチラシ配布</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>④ 加盟・非加盟を問わず運送事業者の参加が想定される講習会等を通じた特車制度説明会の実施、または説明資料の配布</li></ul>
クレーン事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>③ クレーン車製造メーカーを通じた購入者へのチラシ配布</li></ul>	

## 2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)

### 課題③: 違反車両の交通安全対策

#### 昨年度までに確認した具体的な課題内容

- 大型車両が関係する交通事故は社会的影響も大きいいため、引き続き交通安全対策の取組みが必要。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
運送事業者等	<ul style="list-style-type: none"><li>① 警察署窓口等でのチラシ配布</li><li>② 取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンでのチラシ配布</li><li>③ 大型車の車輪脱落事故防止等のチラシ配布</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>④ 合同取締作業部会と連携した広報の実施</li></ul>

## 2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)

### 課題④: 荷主の法令遵守に向けた対策

#### 昨年度までに確認した具体的な課題内容

- 荷主の認知度／理解度の改善により、荷主都合の変更指示が減少傾向にあったが、今年度は昨年度比で荷主都合の変更指示が増加していることから、荷主に対する啓発活動を継続していく必要がある。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
荷主・受注者	<ul style="list-style-type: none"><li>① 民間の土木・建築工事の発注者やクレーンを使用する建設業者が加盟する協会等が主催する講習会等を利用した特車制度説明会の実施、または特車制度説明資料の配布</li><li>② 荷主のメルマガ・機関誌・HP等へ継続的にチラシ等の掲載、及び荷主へのチラシ、ポスターの配布</li><li>③ 工事安全協議会等を通じた受注者へのポスター配布</li><li>④ 自治体工事発注部署を通じた受注者へのチラシ配布</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>⑤ 加盟・非加盟を問わず荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた特車制度説明会の実施、または説明資料の配布</li></ul>

## 2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容(案)

### 課題⑤: 特車申請の審査期間短縮

#### 昨年度までに確認した具体的な課題内容

- 特車通行審査に際して、道路管理者における個々の状況に応じた課題・疑問点が確認されたため、引き続き、特車手続き(申請・審査)の統一化・適正化に向けた取組みが必要。
- 特車手続きが早く、簡単、便利な特車確認制度の利用率が低いことから、確認制度の利用促進によって、特車手続き全体としての迅速化を図る必要がある。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
道路管理者	① 個別協議期間の短縮や審査内容の統一化等への意見交換	
申請者	② 申請手続きの適正化(道路管理者の審査の効率化に資する対応)等への意見交換	③ 行政書士会を通じたチラシ・特車制度説明資料等の配布

### 3. 令和6年度の取組み内容(案)

2. 項で整理した各課題に対する取組み内容(案)について、主対象者別に下表のとおり整理した。

主対象者	No	実施項目	実施概要
荷主・受注者	(1)	④-① 荷主協会主催の講習会等を利用した説明会の実施または説明資料の配布	荷主が加盟する協会等による講習会等を利用した特車制度説明会の実施、または特車制度説明資料の配布。
	(2)	④-② 荷主団体の機関誌等へのチラシ・ポスター掲載	荷主が加盟する協会等が発行する機関誌等々に連絡協議会チラシ・ポスターを掲載。
	(3)	④-③、①-⑤ 工事安全協議会等を通じたポスター配布	工事安全協議会等を通じて受注者へポスター配布を行い、工事現場等での掲示。
	(4)	④-④ 自治体の工事発注部署等を通じたチラシ配布	自治体の工事発注部署等を通じて受注者へチラシ配布を行い、受注者間でのチラシ共有。
	(5)	④-⑤ <b>【拡大】</b> 荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布	加盟・非加盟を問わず荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた特車制度説明会の実施、または説明資料の配布。
運送事業者等	(6)	①-⑥ 連絡協議会委員が発行する機関誌等への寄稿	各トラック協会発行の機関誌等において大型車通行適正化に関する寄稿文の掲載。
	(7)	①-⑧ <b>【拡大】</b> クレーンオペレータアンケート調査	クレーンオペレータへの法定講習時にアンケート調査を実施。
	(8)	②-① 運行管理者指導講習資料等へのチラシ掲載	整備管理者研修資料等に連絡協議会チラシを掲載。
	(9)	②-② 貨物運送適正化事業実施機関を通じたチラシ配布	貨物運送適正化事業実施機関による巡回指導時に、加盟・非加盟を問わず運送事業者に対して、連絡協議会チラシを配布。
	(10)	②-③ 特車製造メーカーを通じたチラシ配布	クレーン製造メーカー等を通じて、購入者へ連絡協議会チラシを配布。
	(11)	②-④ <b>【拡大】</b> 非加盟運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布	加盟・非加盟を問わず運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた特車制度説明会の実施、または説明資料の配布。

### 3. 令和6年度の取組み内容(案)

2. 項で整理した各課題に対する取組み内容(案)について、主対象者別に下表のとおり整理した。

主対象者	No	実施項目	実施概要
運送事業者等	(12)	③-① 警察署窓口等でのチラシ配布	警察署窓口や運転免許センター、イベント等にて連絡協議会チラシ配布。
	(13)	③-② 取締、交通安全キャンペーン等でのチラシ配布	取締、違反者講習会、交通安全キャンペーン等にて連絡協議会チラシ配布。
	(14)	③-③ 大型車両に関する交通安全等のチラシ配布	取締時等に大型車両の交通安全等のチラシ配布。
	(15)	③-④ <b>【拡大】</b> 合同取締作業部会と連携した広報	合同取締作業部会が実施する取締作業と連携した広報の実施。
	(16)	⑤-② 申請手続きの適正化等に関する意見交換	申請者と審査者間で、申請手続きの適正化、道路管理者の審査の効率化等に向けた意見交換の実施。
	(17)	⑤-③ <b>【新規】</b> 行政書士会を通じたチラシ等の配布	特車申請を事業とする行政書士会を通じて、大型車両の交通安全等のチラシ配布。
道路管理者	(18)	⑤-① 個別協議期間の短縮等への意見交換	審査者(道路管理者)間で、個別協議の短縮や審査内容の統一化等に向けた意見交換の実施。
社会一般	(19)	①-① ラジオCM(複数局)による広報やシナリオ動画の作成	広報効果が確認されたラジオCMやシナリオ動画、聴取者の拡大につながるように放送本数や放送局を検討して実施する。
	(20)	①-② 連絡協議会委員主催イベントへの参画	連絡協議会委員主催イベントに参画し、特車制度の広報やアンケート調査等の実施。
	(21)	①-③ 特車情報Xによる情報発信	特車情報Xを通じて継続的に情報を発信。
	(22)	①-④ 連絡協議会委員によるチラシ・ポスターの一斉掲示	大型車通行適正化推進月間や重点広報期間において、各委員の所管場所において啓発チラシ・ポスターの掲示を行う。
	(23)	①-⑦ <b>【拡大】</b> 特車情報Xの活用拡大、連絡協議会HPとの連携	特車情報Xでの発信内容にバラエティを持たせる等、より効果的な活用と、ユーザーの関心度合いを高めるため、連絡協議会HPと連携して画像等を使用し、分かりやすい情報伝達を行う。

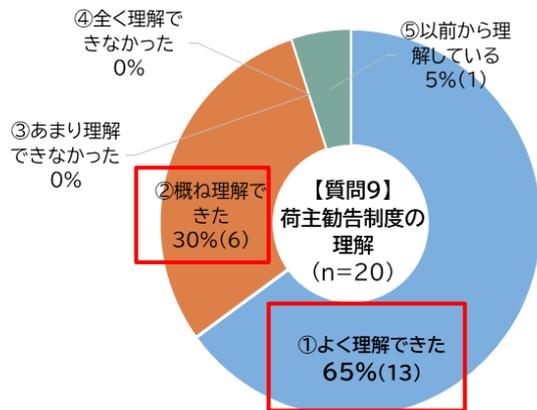
# 4. 特に注力する取組み

## (1) 荷主協会主催の講習会等を利用した説明会の実施または説明資料の配布

- ▶ 重量超過車両の積み荷が多い、建設機械・資材または産業廃棄物の運搬に関する荷主団体に対して、昨年度に引き続き、特車制度を周知する説明会開催または説明資料配布を実施する。
- ▶ 特に、実務者レベルへの啓発を進めるために、実務者の参加が想定される講習会・セミナー等を通じた啓発活動を検討する。

説明会参加者または説明資料確認者は「荷主勧告制度」の理解度も9割以上と高く、説明会の開催や説明資料の配布等による継続的な啓発活動が必要。

【質問9】運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる荷主勧告制度についてご理解いただけましたか？



令和5年度の荷主説明会アンケート調査結果

### 特殊車両通行制度について

令和5年10月31日(火)  
大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会  
[事務局]関東地方整備局 道路部 交通対策課

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 3. 特殊車両通行制度の概要

国土交通省

- 道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、原則として通行できません。(道路法第47条第2項)
- 車両の構造や積載物が特殊である場合に限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険の防止に必要な条件を附して通行が可能となります。

車両制限令に基づく車両の一般的制限値

特殊車両通行の手順

- 申請者
- 道路管理者による申請または確認の受理
- 道路管理者による審査または回答
- 必要な条件の付与
- 申請者

国土交通省

### 4. 違反時の罰則等

国土交通省

1) 違法に通行する大型車両の取締りの徹底

背景

- 通行する特殊車両の約3割が重量超過となっている。
- この重量超過車両の走行は、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど、道路に悪影響を及ぼす他、時には重大な事故を引き起こし、社会経済活動に多大な影響を与えている。

違反車両の指導取締り体制の強化が必要

現地取締り及び自動重量計測装置を活用した指導取締りの強化により、事業者への法令遵守の意識の向上を促すとともに道路構造の保全及び交通の危険防止を図っている。

### 5. 荷主の皆様へのお願い

国土交通省

#### 建築業界の皆様へのお願い

特殊車両の走行には通行手続きが必要です！

国土交通省からの4つのお願い

- 特殊車両の通行には、あらかじめ手続きが必要ですが、法令で定められた重量・寸法を超える特殊車両は、特殊許可または通行可能経路の照会が必要です。
- 適正な経路時期にご協力を 請負人は発生してから通行許可書の取得まで一定の時間を要するため必ず事前に指導された通行可能経路の決定にご配慮願います。
- 適正な費用負担が必要です 通行条件によって経費を配賦する場合は、法文者は請負人に対して適正な費用の支払いが必須です。
- 請負人側のリスクにご理解を 法令違反がなければ、請負人に対し、ペナルティ(罰金)が課せられる場合があります。

国土交通省

令和5年度の説明会資料(一部抜粋)

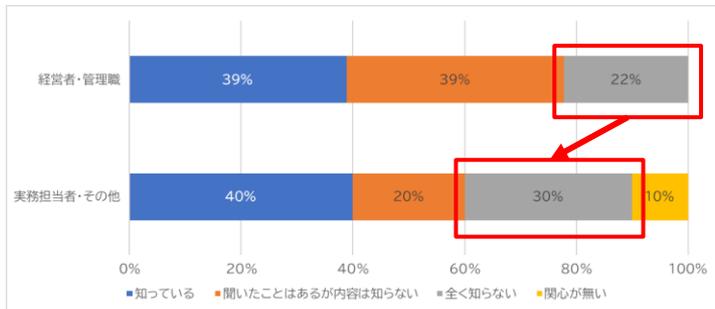
# 4. 特に注力する取組み

## (5) 荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施 または説明資料の配布

- ▶ 実務者レベルへの啓発を進めるために、実務者の参加が想定される講習会・セミナー等を通じた啓発活動として、荷主協会以外が開催する実務者向けの講習会等を活用した説明会開催、または説明資料の配布を実施する。

説明会参加者または説明資料確認者において、実務担当者の方が、特殊車両通行許可制度の詳細な内容に関する理解度が低い傾向が見られた。

【質問12】特殊車両通行の条件として、夜間通行条件(21時～翌6時等)を付された場合、工事現場への搬入または搬出時の待機場所や大型クレーンの組み立て・分解時の作業ヤードが必要になることがあります、ご存知ですか？



⇒実務担当者の方が「全く知らない」が多い

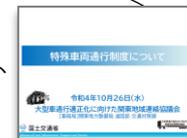
令和5年度の荷主説明会アンケート調査結果

建設事業者等を対象とした講習会等を利用し、特車制度の説明会開催または説明資料の配布を実施する。

建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。



建設業者として、適切な運行計画を立案する際に、「特車制度」を理解しておく必要があります。



出典：(公財)建設業適正取引推進機構ホームページ

実務担当者への説明会実施イメージ

# 5. 新規または拡大する取組み

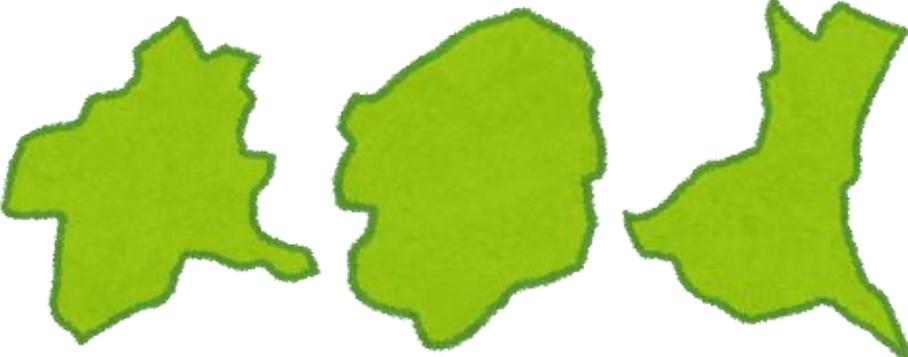
## (7) クレーンオペレータアンケート調査の地域拡大や質問内容更新の検討

▶ クレーンオペレータへの啓発活動として実施しているアンケートについて、調査地域の拡大や質問内容の更新等の検討を行う。

群馬県

栃木県

茨城県



アンケート調査の対象地域について  
1都3県から関東全域への拡大等を検討する。

クレーンオペレータに関するアンケート

実施日 令和5年 月 日

現在、国内の道路構造物（橋など）は深刻な老朽化問題を抱えています。この老朽化した橋をさらに劣化させる主要因は、重量を違法に超過した大型車両の走行によるものとされています。  
このような現状について、道路を利用される皆様方が現在、どのように認識されているか、本アンケート調査により把握させて頂くものです。ご多忙の中お手数を重ねますが、調査の趣旨をご理解頂き、ご回答頂けますと幸いです。  
【アンケート依頼者】大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

以下の質問について、最も該当する選択肢1つに○印を付けてください。  
質問1. 運転している大型車両は「特殊車両」と言われるものですか？ ①一般的に、長さ2.5m、長さ12m、高さ3.8m、総重量20t以上の大型車に分類される車両のことです。

選択肢 ①特殊車両を運転している ②特殊車両ではない車両を運転している ③わからない

質問1. で①と回答した方は質問2. に進んで下さい。 ②、③を回答した方はこれで終了となります。

質問2. ご記入いただく方にお伺い致します。

年 齢 ①20歳代 ②30歳代 ③40歳代 ④50歳代 ⑤60歳以上

質問3. 道路の劣化に最も影響を与えている原因は何とお考えですか？

選択肢 ①重量超過の大型車両が走行している ②道路の補修がされていない  
③建設してから時間が経っている（経年劣化） ④わからない

質問4. 法令で定められた重量を超える特殊車両は、通行許可が必要ですが、このことをご存知ですか？

選択肢 ①よく知っている ②聞いたことがあるが内容は知らない ③全く知らない

質問5. オールレーンクレーンを運転している方にお伺いします。オールレーンクレーンは分解しないと道路を走行することができないものがありますがこのことをご存知でしたか？（該当しない方は記入の必要はありません。）

選択肢 ①よく知っている ②聞いたことがあるが内容は知らない ③全く知らない

質問6. 25t以上の自走式クレーンを運転している方にお伺いします。建設現場等にクレーン等特殊車両を運転している際に、運行管理者等から通行経路の指示がありますか？（該当しない方は記入の必要はありません。）

選択肢 ①必ず指定される ②時々指定される ③全く指定がないため自由に通行している

質問7. クレーン等特殊車両を運転して行く工事現場はどこが多いですか？

選択肢 ①官公庁の土木工事現場 ②官公庁の建築工事現場 ③民間の土木工事現場  
④民間の建築工事現場 ⑤個人の住宅工事現場 ⑥その他（ ）

質問8. 発注者から通行許可証取得前に急な現場作業等の指示がありますか？

選択肢 ①頻繁にある ②時々ある ③あまりない ④1度もない ⑤わからない

質問9. 質問8. の発注者からの指示で①及び②を回答した方にお伺いします。今までに発注者から最も多くの指示または要請を受けた内容をご記入ください。

回答欄 例) 夜間走行の条件などの懸念で指定された

質問10. 大型車両に関する法令、制度等について、研修会や説明会等があれば、参加を希望しますか？

選択肢 ①ぜひ参加したい ②よく知っているので参加しない  
③わからない

質問11. 右のイラストを以前に見たことがありますか？

選択肢 ①見たことがある ②見たことがない

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。



<クレーンオペレータ向けアンケート（紙媒体）>

## 5. 新規または拡大する取組み

### (11) 非加盟運送事業者等の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布

- ▶ 非加盟運送事業者に対しては、連絡協議会から直接特車制度に関する周知手段がないことから、非加盟運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料を配布する。

運送事業者として必要な情報が収集できる講習会等を利用し、特車制度の説明会開催または説明資料の配布を実施する。

運行管理者として、ドライバーの適切な運行を管理するためには、関係法令の遵守が必要です。

運行管理者等指導講習  
地方教材  
令和元年度

N A S V A

国土交通省 国土交通研究所 国土交通政策研究センター

運行管理者として、適切な運行計画を立案する際に、「特車制度」を理解しておく必要があります。

特殊車両運行制度について  
令和4年10月26日(水)  
大型車運行文化に合わせた関東地域連絡協議会  
特別講習会(令和4年度) 関東・中部地区

国土交通省

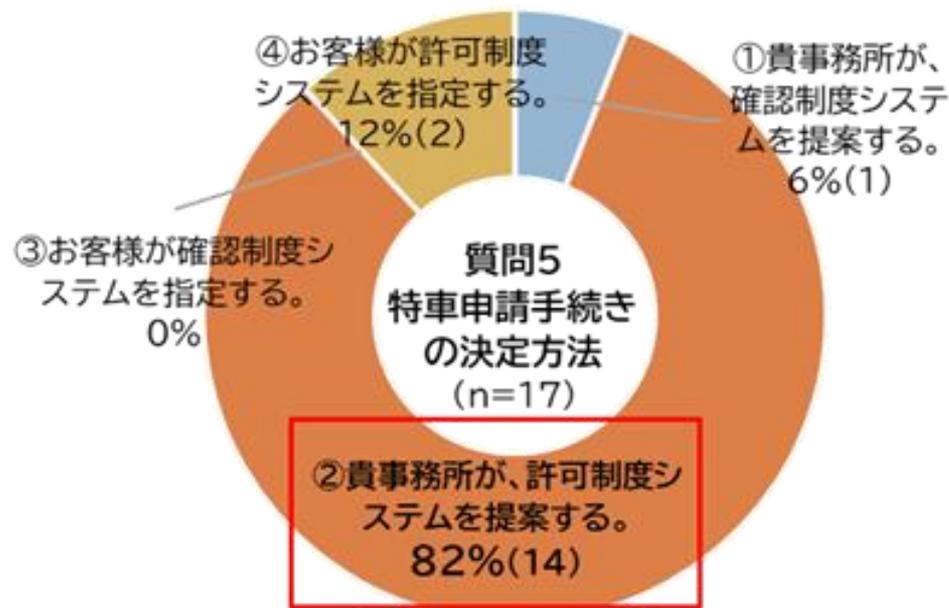




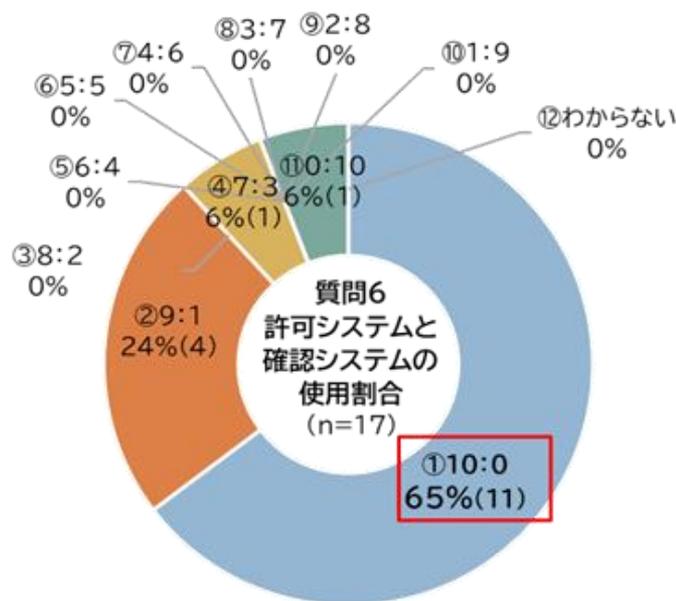
## 5. 新規または拡大する取組み

### (17)行政書士会を通じたチラシや特車制度説明資料の配布

- ▶ 特車手続きの統一化・適正化、特車確認制度の利用推進、利用率上昇に伴う手続きの迅速化に向け、行政書士会を通じたチラシや説明資料の配布を検討する。



【質問5】特車申請手続きを依頼されてきたお客様に対し、特車申請手続き方法はどのように決定されますか。最も多い方法を選んでください。



【質問6】通行許可システムと通行確認システムの使用割合はおおよそどのくらいですか。

行政書士アンケート結果(R5年度)

⇒行政書士事務所で請け負った特車申請の手続きにおいて、通行許可制度が主流となっている。

# 5. 新規または拡大する取組み

## (23) 特車情報Xの活用拡大、連絡協議会HPとの連携

- ▶ 特車情報Xでの発信内容とHPをリンクで関連付ける・ハッシュタグを使用する等、活用の拡大と、関心度合いを高めるため、連絡協議会HPと連携して画像やURL等を使用し、分かりやすい情報伝達を実施する。



【連絡協議会ホームページ】

URL:<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>



【特車情報X】

URL:[https://twitter.com/tokusya\\_kanto](https://twitter.com/tokusya_kanto)

⇒ 特車情報Xと連絡協議会HPと連携することで双方のアクセス数増加を目指す

# 6. 継続的な取組み

## (2) 荷主団体の機関誌等へのチラシ・ポスター掲載

荷主団体が発行する機関誌・メルマガ等を通じて、連絡協議会チラシ・ポスターを周知する。

〈出典：(一社)東京都産業資源循環協会ホームページ〉



## (3) 工事安全協議会等を通じたポスター配布

国道事務所の工事安全対策協議会等を通じて、連絡協議会ポスターを各工事現場等に掲示  
依頼し、出入り関係業者、現場作業員にまで周知する。

- 東京国道事務所  
工事安全対策協議会
- 千葉国道事務所  
工事等安全対策協議会
- 横浜国道事務所  
工事安全対策協議会
- 大宮国道事務所  
工事安全対策協議会
- 都県・政令市及び  
高速道路会社  
工事安全対策協議会



R5連絡協議会ポスター

工事現場をはじめ工事業者の支店、営業所等で展開



## 6. 継続的な取組み

### (4) 自治体の工事発注部署等を通じたチラシ配布

自治体等の工事発注部署における工事受注者への指導状況等を通じて、連絡協議会チラシの配布を依頼し、出入り関係業者、現場作業員にまで大型車通行適正化の重要性を周知する。



### (6) 連絡協議会委員が発行する機関誌等への寄稿

各トラック協会及び全国クレーン建設業協会各支部が発行する機関誌・メルマガ等により会員事業者へ「大型車通行適正化推進月間」を周知する。

#### 【今年度の実施予定①】

機関誌「トラック時報」等に連絡協議会による啓発活動や広報活動の取組みについて記事を掲載予定。(調整中)

- (一社)東京都トラック協会
- (一社)千葉県トラック協会
- (一社)神奈川県トラック協会
- (一社)埼玉県トラック協会



#### 【今年度の実施予定②】

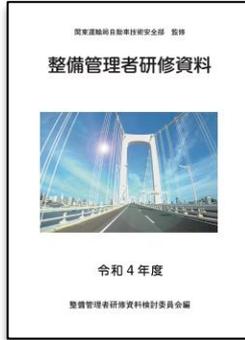
協会加盟企業へのチラシ配布を予定(調整中)

- (一社)全国クレーン建設業協会東京支部
- (一社)全国クレーン建設業協会神奈川支部
- (一社)全国クレーン建設業協会千葉支部

# 6. 継続的な取組み

## (8) 運行管理者指導講習資料等へのチラシ掲載

運送業者が参加する運行管理者指導講習会及び整備管理者研修会で使用する資料等について、関東運輸局を通じて、連絡協議会チラシ等の掲載を依頼する。



整備管理者研修資料  
＜2022年度下期～＞



運行管理者等指導講習地方教材資料  
＜2019年度下期～＞



## (9) 貨物運送適正化事業実施機関を通じたチラシ配布

貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、巡回指導時に連絡協議会チラシ等の配布を依頼する。

**国土交通省が推進するGマーク認定制度！**  
 「安全性優良事業所」は全日本トラック協会が認定する安全・安心な運送事業所です

**安全性優良事業所とは**

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に、「安全性」の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。そこで、全貨物自動車運送適正化事業実施機関「公益社団法人全日本トラック協会」(以下、「全協実施機関」という)では、2003年7月から利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくなるための環境整備を図るため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」認定制度をスタートさせました。

2020年3月末現在、全国で25,948事業所(全事業所の30.2%)が安全性優良事業所に認定されています。

〈出典：(一社)全日本トラック協会ホームページ〉

貨物運送適正化  
事業実施機関



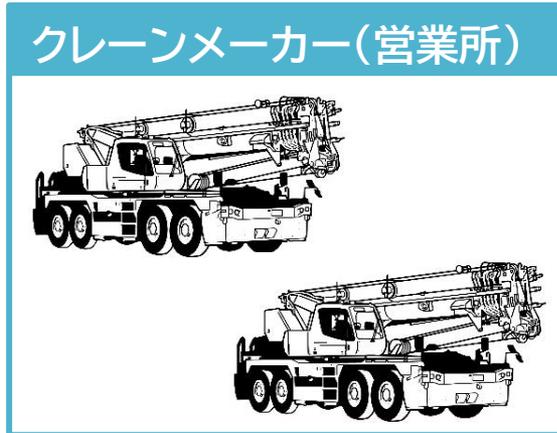
トラック事業者



## 6. 継続的な取組み

### (10) 特車製造メーカーを通じたチラシ配布

特車製造メーカーを通じ、納車時に連絡協議会チラシ等の配布を依頼する。



メーカーから直接  
納車先へチラシを配布

納車



### (12) 警察署窓口等でのチラシ配布

連絡協議会委員を通じ、1都3県の警察署において、連絡協議会のチラシ設置または配布を依頼する。



〈過年度の実施状況〉

# 6. 継続的な取組み

## (13) 取締、交通安全キャンペーン等でのチラシ配布

連絡協議会委員を通じ、1都3県エリアで実施される取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンにおいて、連絡協議会のチラシ設置または配布を依頼する。



〈過年度の実施状況〉

## (14) 大型車両に関する交通安全等のチラシ配布

連絡協議会委員一体での取組であることをPRするため、大型車両の通行適正化に関する取組として、大型車両の事故防止等に関するPRを実施する。PR内容については、合同取締作業部会で検討予定。



〈令和5年度のPR内容〉

## 6. 継続的な取組み

### (16) 申請手続きの適正化等に関する意見交換

連絡協議会の下部組織として道路管理者と申請者により構成する迅速化検討部会を設置しており、今年度も、特殊車両通行手続きの適正化に向けて、申請者と審査者(道路管理者)が建設的な意見交換を行う。



〈過年度の実施状況〉

### (18) 個別協議期間の短縮等への意見交換

連絡協議会の下部組織として道路管理者と申請者により構成する迅速化検討部会を設置しており、今年度も、個別協議期間の短縮等に向けて、審査者(道路管理者)間で意見交換を行う。



〈過年度の実施状況〉

# 6. 継続的な取り組み

## (19) ラジオCMによる広報やシナリオ動画の作成

連絡協議会の活動エリアを聴取可能エリアとしてカバーする放送局でラジオCMを放送予定。

### 【今年度の実施予定】

10月の「大型車通行適正化推進月間」において、40秒のラジオCMを放送する。

#### 【令和6年10月】

日	月	火	水	木	金	土
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

#### 【CM放送日程】

10月25日(金)、26日(土)、27日(日)を予定

#### 【参考:昨年度のCM内容】

SE	♪道路の騒音(車の通過音とか)
レポーター (男性)	橋の上からレポートします。 関東地方では 造られてから50年以上たつ橋が 後9年で半分以上になります。  老朽化が進むこの道路を 重量オーバーした車が傷めています。  規定の重さを超えるときは、 特殊車両通行手続が必要です。  この重量違反などの取締りが、 いま強化されています。 ルールは守りたいですね。
BGM	♪
Na(男性)	重量守り、道路を守ろう。 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」



# 6. 継続的な取組み

## (21) 特車情報Xによる情報発信

連絡協議会が運用する特車情報Xにおいて、継続的に情報発信や委員がポストした内容(取締に関する内容、啓発広報等)をリポストする等、特車関連の情報配信を実施する。

NEXCO東日本 (関東)  
@e\_nexco\_kanto

【違反車両NG！】高速道路では、「軸重超過」で走行すると料金所または高速道路本線にある表示板で「軸重超過」と警告しています。「軸重超過」での走行は、法令違反です。また、道路を傷め、横転事故など重大な事故につながる危険性が高まります

### 軸重超過にご注意！

高速道路では、「**軸重超過**」で走行すると料金所または高速道路本線にある表示板で「**軸重超過**」と警告しています。ご注意ください。

また、繰り返し「**軸重超過**」と確認された場合、高速道路の大口・多頻度割引制度での違反点数を科す場合があります。

料金所での「軸重超過」表示      高速道路本線での「軸重超過」表示

※「**軸重超過**」という表示が一部あります。今後「**軸重超過**」に統一します。

「**軸重超過**」での走行は、**法令違反**です。また、**道路を傷め、横転事故など重大な事故につながる危険性**が高まります。

※「**軸重**」とはそれぞれの車軸にかかる重量で、法令違反である軸重20tの車が走行すると、道路への影響は軸重10tの車の約4000倍になります。

※車両の総重量が一般的制限値以下でも、荷物の積み方が偏っていると**軸重超過**となる可能性があります。

国土交通省      JTA 道路維持・トラフ協会      NEXCO 日本幹線道路協同組合連合会

東日本高速道路株式会社      中日本高速道路株式会社      西日本高速道路株式会社  
首都高速道路株式会社      阪神高速道路株式会社      本州四国近畿圏高速道路株式会社  
独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

[https://twitter.com/e\\_nexco\\_kita/status/1637604871468879872](https://twitter.com/e_nexco_kita/status/1637604871468879872)

国土交通省 千葉国道事務所  
@mlit\_chibakoku

10月26日に、**#国道51号**で特殊車両の取締りを実施しました。

違反車両は道路構造物を劣化させる大きな要因となります。

道路法の制限を超過する車両は、特殊車両通行許可申請を行きましょう！

道路の適正な利用にご協力をお願い致します。

**#千葉国道事務所 #特車**

午後2:08 · 2022年10月27日

10件のリツイート    1件の引用ツイート    19件のいいね

[https://twitter.com/mlit\\_chibakoku/status/1585498679393153025](https://twitter.com/mlit_chibakoku/status/1585498679393153025)

# 6. 継続的な取組み

## (22) 連絡協議会委員によるチラシ・ポスターの一斉掲示

### 委員の皆さまへのごお願い

- 昨年度に引き続き、チラシ及びポスターの設置・掲示のご協力をお願いします。  
(デザインを更新し、ポスターはB2サイズの印刷版を配布する予定です。)
- 集中期間(適正化推進月間及び重点広報期間)終了後、設置状況(写真)やチラシの配布数の調査にご協力ください。

**重量違反は、止めてください。**

規定重量を超えた大型車の走行が、道路の保固へ軸重10トンの基準を2倍超過すると、橋には4000倍以上のダメージがあります。いま道路は老朽化が進み、2032年には、関東地方の橋梁の56%が建設後50年に、この道路を守るため、安全のため、重量違反車両などの取締りを強化していきます。

**荷主の方へ**  
●依頼車両が重量違反すると、荷主の責任も及ぶとされます。  
●法律上の関与が及べば、民事賠償が実施されます。

**運送事業者の方へ**  
●重量違反すると、運送者、運送業者とも罰則を受けます。  
●事実な重量超過違反は、即時告発の対象となります。

**特殊車両通行手続が必要。**  
規定の重量、幅、長さ、高さなどがひとつも超える車両は、通行許可または通行可能経路の確認の回答を得てください。

**〈10月は大型車通行適正化推進月間〉**  
10月2日～6日は、重量違反車両等の取締強化期間

**重量守り、道路を守ろう。**

大型車通行適正化に向けた  
関東地域連絡協議会

2020/09/08 16:05



### 過年度のチラシ・ポスター展開例



【R5年度ポスター】⇒R6年度更新予定